

職場のハラスメントに対する基本方針

1. 趣旨

出光グループは、「人権の尊重は全ての判断や行動において最優先させるべきこと」と考え、国際社会や地域社会と調和を図り、いかなる関係者に対しても差別行為を行いません。また、身体的、精神的であるかを問わず、人の尊厳を傷つけるような言動や暴力を認めません。

本基本方針は、出光グループの人権基本方針に基づき、ハラスメントのない健全な職場環境の確保に向けて、従業員一人ひとりが理解を深め、すべての従業員の人権が尊重され、またその能力をいかに発揮できる職場環境を整えるために、ハラスメントの防止対策及びハラスメントが生じた場合の適切な対応にあたっての方針を示すものです。

なお、サプライヤーを含めたビジネスパートナーにも同様に、本方針の理解と協力を求めています。

2. 基本方針

＜職場のハラスメントに対する基本方針＞

- I 会社は、職場におけるハラスメント、個人の尊厳を傷つける行為は一切許しません。
- II 会社はハラスメントのない職場環境の確保のため、以下の施策を継続的に実施します。
 - ・「職場におけるハラスメント防止ガイド」を社内に周知徹底します。
 - ・職場におけるハラスメントの相談窓口を設置し、広く相談・苦情に対応します。また、相談窓口の担当者が迅速且つ適切に対応できるよう、研修等の施策を講じます。
 - ・相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシー（性的志向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれる）を保護するとともに、相談をしたこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行いません。
 - ・職場におけるハラスメントが生じた場合は、部門人事担当、相談窓口、人事部が協議の上、迅速且つ正確な事実調査を含め問題解決と再発防止にあたります。
 - ・職場におけるハラスメントに対しては、毅然たる態度で対応します。
 - ・職場におけるハラスメント防止に関する、理解・啓発のための研修実施はもとより、社員各人の意見を反映した防止策並びに対応策の充実を図っていきます。
- III 本基本方針に基づく職場環境の整備の推進は、人事担当役員の所管とします。

以 上